



占用工事申請者の皆様へ

令和7年8月28日
静岡県袋井土木事務所

本様式（様式第1-1～様式第2号まで）による道路台帳補正調書の流れ・記載上の留意事項

- ① 占用等申請時に、申請者が道路台帳補正調書様式第1-1号のA欄を記入のうえ、申請書に添付して申請の受付窓口（土木事務所の維持管理課）に提出してください。



- ② 企画検査課でB欄を記入し、その「写」を占用許可書とともに申請者に返却します。
（原本は企画検査課で保管）



- ③ 占用工事等の完了後、工事完成届を維持管理課に提出します。
それとは別に、②で返却された「写」を原本として、道路台帳補正調書様式第1-2号のC欄を記入のうえ、企画検査課（道路台帳担当）に提出し、データ（道路台帳等）を借り受けてください。この際の「申請者」は、占用者等の指示を受けた測量業者等でも結構です。
なお、借り受け時期はB欄に記載された補正期日までに行ってください。
- ④ 企画検査課で貸出データの数量を確認してD欄を記入し、その「写」を申請者に返却します。
（原本は企画検査課で保管）



- ⑤ 補正の完了後、④で返却された「写」を原本として、道路台帳補正調書様式第1-3号のE欄を記入のうえ、借り受けたデータ（※現況平面図、占用平面図、幅員図）、陽画（白焼きコピー等）及び道路現況総括原票とともに企画検査課に提出してください。
この際の「提出者」は、A欄における占用者等あるいはC欄における申請者のいずれかでお願いします。
※更新済みのデータと確認用に修正した部分が赤書きになっているもの（紙またはデータでも可）をご提出ください。
企画検査課でF欄を記入し、その「写」を提出者に返却しますので、それを事務所の貸出データ返却受領書として保管してください。



- ⑥ 補正内容について後日、企画検査課で確認をします。補正内容に不備がある場合には、企画検査課からG欄の道路台帳補正調書様式第2号（再補正命令書）が発行されることがあります。
その場合には、再度C欄以降の手続きの繰り返しとなります。

※占用特例工事（道路占用工事のうち、信号機、消火栓、防火用井戸、防火用地下水及び道路照明灯（占用物件））においても本様式を準用します。ただし、これらの工事は道路管理者において台帳補正を行うので工事施工業者側としてはC欄以降の手続きは不要となりますが、補正のための基本情報整理の必要から本様式の提出（A欄まで記入）が必要となります。

道路台帳に記載すべき事項（道路作成要領 p 2-1 より抜粋）

（１）道路占用平面図

①地上占用物件

- ア 電柱（番号）
- イ 電話柱（番号）
- ウ 道路照明灯（番号） ※特例工事
- エ 信号機 ※特例工事
- オ 消火栓 ※特例工事
- カ アークード類（歩道上に設置されているアーケード及び日除けはすべて表示する。）

②地下占用物件

- ア ガス（100mm管以上とする。）
- イ 電話（50mm管以上とする。）
- ウ 上水道（150mm管以上とする。）
- エ 下水道（150mm管以上とする。）
- オ 電気（100mm管以上とする。）
- カ 消火栓 ※特例工事
- キ 防火用井戸 ※特例工事
- ク 防火用地下水槽 ※特例工事
- ケ 地下道
- コ 温泉管
- サ マンホール（ガス、電話、電気、下水道、上水道）
- ツ 光ケーブル

③図面の調整年月日

（２）道路現況平面図

側溝、中央帯、防護柵、暗渠（ヒューム管を含む）、法面工事等主要な構造物の名称、種類、延長、形状寸法、ブロック杭等の位置など、上記（１）と並行して調整すること。

（３）道路幅員図

地下占用物件は上記（１）及び（２）と並行して調整すること。

（４）道路現況総括原票

必要箇所を記入すること。（詳細は、道路作成要領 p 4-1）

※ 記載方法等は道路台帳作成要領 p 8-1 6 「道路台帳作成業務委託 特記仕様書」による。

※問い合わせ先：袋井土木事務所 企画検査課 0538-42-3216